



# 大村市

Omura Agriculture Committee

令和7年3月  
第68号

# 農業委員会だより



農業委員会  
ホームページ

発行者 大村市農業委員会 長崎県大村市玖島1丁目25番地 ☎0957-53-4111(内線351・352)



写真は、いちご狩りの様子  
(1/24 おおむら夢ファームシュシュ)

## 【主なページ内容】

- ・新しい農業委員を紹介します…P2
- ・利用状況調査結果のお知らせ…P2
- ・農業者年金に加入しましょう…P3
- ・がんばる若手農業者[Vol.32]…P4
- ・農地を相続したときは届出が必要です…P4

## 市長へ意見書を提出

令和6年8月20日、園田市長へ「農地等利用最適化推進施策に関する意見書」を提出しました。

この意見書は、農業委員及び農地利用最適化推進委員が、地域における農業者等との意見交換会などの農業委員会活動の中で得た知見により、市が実施する農地等利用最適化推進施策等に対し、農業委員会等に関する法律第38条第1項に基づき提出したものです。

内容は、①担い手の育成やスマート農業に対する支援拡充などの「農地利用の集積・集約化に関する施策」、②農作業受託組織への支援などの「遊休農地の発生防止・解消に関する施策」、③後継者確保のための支援策拡充や中山間地域における担い手不足対策などの「新規参入の促進と労力支援に関する施策」、④おおむら産品の直売所整備や戦略作物の推進・所得向上対策実施などの「魅力ある農業の実現に関する施策」、⑤「有害鳥獣対策に関する施策」についてです。

これらの施策を関係機関が一体となって進めていただくよう要望しました。



## 農業委員会の視察研修を実施

農業委員会では、委員の資質の向上と大村市の農業の振興を図るため、視察研修を実施しています。昨年11月には佐賀県嬉野市と武雄市を委員25名が訪問し、ハウス団地や新規就農者養成施設を視察しました。

嬉野市のハウス団地「スマートアグリ宮ノ元」の視察では、新規就農者が抱えるハード面での問題をクリアするため、地域段階でしっかりとした受け皿をつくる必要があるということで、8区画、5.1ヘクタールのハウス団地が整備されており、就農しやすい環境づくりに取り組まれています。

また、武雄市の新規就農者養成施設「みどり地区トレーニングファーム」では、新規就農希望者を募集し、2年間にわたって技術や経営のノウハウを習得。実際に総合環境制御機能システムの操作を研修生が任されるため、この施設の卒業者は就農1年目から多くの収量が見込めるとのことでした。



どちらも大変素晴らしい施設で、国・県・市をはじめ、地域が一体となつて担い手育成の好循環を生む環境づくりができた事例であったため、これらを参考に、今後さらに担い手づくりの支援策について、関係機関に働きかけていきたいと考えています。

## 新しい農業委員を 紹介します

1名欠員となつていた農業委員について、令和6年12月20日付けで新しく選任しました。皆さん、よろしくお願ひします。



開田 陽子  
(荒瀬町)

## イノシシ被害対策に ご協力を

市内で、イノシシの目撃情報が多発しています。市では、地元の猟友会などと連携し、イノシシ等の捕獲を行っています。被害を防ぐためには、市民の皆様が自衛していただくことも非常に重要です。

### ○周囲の環境を整えましょう

イノシシ対策の一つとして、周囲の環境を整えることも重要です。イノシシは、田畑のすぐそばの森や藪、耕作放棄地、使わなくなった小屋などを隠れ家になります。雑草が繁茂している場合は、こまめに刈り取るなどの管理をお願いします。

また、家庭菜園や田畑の周りに野菜クズや摘果した作物など、イノシシのエサとなるものを放置しないようにしましょう。まずは、民家や農地の近くに出さないよう、ゴミ処理などの徹底をお願いします。

■問い合わせ 農林水産振興課

## 利用状況調査結果のお知らせ

農業委員会では、農地法第30条に基づいて、市内の全ての農地を対象に、毎年、利用状況調査を実施しています。左記のとおり、令和6年度調査の結果をお知らせします。

### 農地利用状況調査の結果一覧

(単位：ha)

| 地区名 | 調査面積     | 遊休農地   |       |        |
|-----|----------|--------|-------|--------|
|     |          | 再生可能   | 再生困難  | 計      |
| 三 浦 | 199.47   | 18.49  | 7.25  | 25.74  |
| 鈴 田 | 331.41   | 13.83  | 9.77  | 23.60  |
| 大 村 | 267.61   | 42.79  | 1.86  | 44.65  |
| 西大村 | 99.97    | 1.17   | 0.11  | 1.28   |
| 萱 瀬 | 280.40   | 20.04  | 2.65  | 22.69  |
| 竹 松 | 132.96   | 3.03   | 0.08  | 3.11   |
| 福 重 | 380.53   | 18.68  | 2.51  | 21.19  |
| 松 原 | 212.65   | 13.74  | 4.44  | 18.18  |
| 合 計 | 1,905.00 | 131.77 | 28.67 | 160.44 |

### ○遊休農地の利用意向調査にご協力を

利用状況調査の結果を踏まえ、遊休農地で再生可能な農地の所有者に対し、今後の農地の利用意向についての調査を郵送しています。

その調査が届いている方は、記載されている期限までにもれなく回答をお願いします。

## 農業者年金に加入しましょう

### 農業者年金の加入要件

農業者年金へは、次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます。

**年間60日以上 農業に従事**

**国民年金第1号被保険者**  
国民年金保険料納付免除者を除く

**65歳未満**

60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者

### 農業者年金の3つのメリット

- 1 女性農業者の老後の安心は自分で確保。家族経営協定で保険料の国庫補助も！
- 2 国民年金第1号被保険者等の農業者年金加入要件に加え、39歳までに加入、農業所得が900万円以下、認定農業者で青色申告者等を満たせば政策支援（保険料補助）が受けられます。
- 3 支払った保険料は税制面で全額が社会保険料控除の対象となります。

### 農業者年金の6つの特徴

- 1 上記加入要件のとおり、農業者なら広く加入できます。
- 2 積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い。加入者・受給者数の増減に左右されない安定した制度です。
- 3 保険料は、月額2万円（35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円）から6万7千円の間で自由に決められます。加入後、いつでも見直すことができます。
- 4 終身年金。80歳前に亡くなられた場合は、家族に死亡一時金が支給されます。
- 5 税制面で優遇措置があります。支払った保険料は全額（最高額に上限あり）が社会保険料控除の対象になります。
- 6 一定の要件を満たす農業者には、最高で月額1万円の保険料の国庫補助が受けられます。

#### 農業者年金受給者協議会

### グラウンドゴルフ大会を開催

大村市農業者年金受給者協議会（会員96人）は、昨年11月5日、会員の親睦と健康作りのため、第16回グラウンドゴルフ大会を市陸上競技場で開催しました。

大会には27名の会員が参加。秋晴れが広がる中、参加者の皆さんは日頃の練習の成果を発揮し、楽しくプレーしていました。

成績結果は次のとおりです。

#### 団体の部

▼優勝…大村中央チーム ▼2位…大村北チーム

▼3位…三鈴Bチーム

#### 個人の部

▼優勝…笹浦保さん ▼2位…今里智明さん

▼3位…山本豊一郎さん



# がんばる若手農業者

Vol. 32



井手 裕一さん (41歳)  
い で ゆういち

【経営内容】  
露地野菜 2 ha  
(パレイショ、ブロッコリー)  
水 稲 1 ha  
【家族構成】  
両親、本人

## 今後の抱負

私は、18年間、農協の営農指導員として働いていましたが、一念発起して昨年の4月に就農しました。農業は、自分で作るものが成長していく過程を見れるのが楽しみです。これまで培ってきたノウハウを生かし、自分でもやってみたいと思いました。

主に、パレイショ（じゃがいも）とブロッコリーを栽培しています。農業は自然が相手なので、気候条件に左右されたり、病害虫が発生して品質が低下して出荷量が減ったりと、改めて農業の難しさを感じています。収穫した作物は農協と青果市場に出荷しており、今は日々勉強でとても充実しています。

今後は、徐々に規模を拡大していきたいながら、作物の生育に必要な課程を適切な時期に行うなどの栽培管理に努め、安定した品質で収入を上げていきたいです。これからも目標をもってがんばっていききたいと思っています。

農業を始めたばかりですが、心を込めて作ったものなので、消費者の皆さんにおいしく食べてもらえたらうれしいです。

## 農地を相続したときは

### 届出が必要です

本届出は、農地法の許可を要さない権利取得（相続等）を農業委員会が把握することで、農地の有効利用を図ることを目的にしたもので、法務局への相続登記とは別に必要な手続です。

#### 【届出先】 農業委員会

#### 【届出時期】 相続発生日からおおむね10か月以内

※届出を行わなかった場合、10万円以下の過料が科される場合がありますので、期限前にご相談ください。

## eMAFF農地ナビを

### 活用ください

誰もがインターネット上の地図で、農地の所在地や賃借権等権利設定などの情報を閲覧することができます。新しく農業を始める方や農業経営の規模拡大を検討している方は、「eMAFF農地ナビ」をご活用ください。

【アドレス】 <https://map.maff.go.jp/>

（注意）所有者や耕作者等の情報は個人情報のため公開されていません。また、公表される農地情報は、一定の時点において作成されたものを提供しているため、必ずしも最新の情報ではありません。



## 農地に関する手続きは

### 農業委員会へ

「農地を売買または貸借したい」「農地を転用したい（一時的な転用も含む）」「農地に農業用の施設や倉庫を建てる」「農地を改良したい」「農地を相続した」など、農地に関する手続きは許可や届出等が必要ですので、農業委員会までお願いします。

## STOP!! 農地の違反転用

農地を農地以外の目的に利用する場合、農地法に基づく許可が必要です。

- 家を建てる
- 駐車場（注1）にする
- 資材置き場にする
- 倉庫（注2）や工場を建てる
- 太陽光発電を設置する など

（注1）（注2）：200㎡未満の農業施設の場合は、届出となります。

※無許可で農地転用した場合、3年以下の懲役または300万円以下（法人は1億円以下）の罰金を科せられる場合があります。



農業情報が盛りだくさん  
**全国農業新聞を読んでみませんか**

【発行日】 毎週金曜日

【購読料】 月額 700円

◆お申込みは、農業委員会事務局まで  
電話 53-4111（内線3520）